

第六号の二書式（第二十条の三関係）

建築士法第23条の6の規定による
設計等の業務に関する報告書

（第一面）

建築士法第23条の6の規定により、設計等の業務に関する報告書を提出します。この報告書の記載事項は事実と相違ありません。

.....知事殿

令和 年 月 日
（ 級）建築士事務所（ 県）知事登録第 号
名 称

.....所在地.....
電話.....（.....）.....番
建築士事務所の開設者の氏名又は名称

.....
〔記入注意〕 建築士事務所の開設者が法人である場合には、法人の代表者の氏名も併せて記載すること。

（今回提出する報告書）				
事業年度	令和	年度		
事業開始年月日	令和	年	月	日から
事業修了年月日	令和	年	月	日まで
（決算日）				
（※この欄は佐賀県独自に記入をお願いしております。）				

(第三面)

所属建築士名簿

氏名	建築級又建別理で合の 建二士造の管士場っそ 級、築木士び築るあ、 一士建は築及建あには旨	登録番号	をた府名級土木築場 録け道 二築は建の 登受都県（建又造士合）	第2からで講直を月 法のかまるちの年 士条号めうのた日 建築第13定ののけ 22第に習近受	一又計士合 計士設築場て旨 造建築備建あ 構級は一級であるに は、その	計築設一士付 設建は計築交号 造級又設建の番 構一士備級の証	第2び定のぞもた 法の及に習れのけ日 士条号講そ近受月 245るち直を年 建2第めうれの
計		名		一級建築士 二級建築士 木造建築士 構造設計一級建築士 設備設計一級建築士		名 名 名 名 名	

